

政令第三百三十三号

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

関稅定率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十月八日とする。